

新	旧	備考
<p>中小企業輸出代金保険約款</p> <p>平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p>	<p>中小企業輸出代金保険約款</p> <p>平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029 沿革 <u>平成26年9月24日</u> 一部改正</p>	
<p>第1章～第2章 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p>	
<p>第3章 損失額及びてん補責任額 第3条～第4条 (略)</p>	<p>第3章 損失額及びてん補責任額 第3条～第4条 (略)</p>	
<p>(免責) 第5条 日本貿易保険は、第16条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～六 (略) 七 <u>保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な申告があることにより、この約款の引受対象について日本貿易保険が別に定める条件を満たさない輸出契約について保険契約が締結された場合において生じた損失</u></p>	<p>(免責) 第5条 日本貿易保険は、第16条第4項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～六 (略)</p>	
<p>(保険金不払、保険金返還) 第6条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一～四 (略) 五 <u>被保険者等が、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者(以下「反社会的勢力等」という。)による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p>	<p>(保険金不払、保険金返還) 第6条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一～四 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(保険契約の解除) 第7条 日本貿易保険は、第16条第2項、第17条第4項及び第6項並びに第18条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一～二 (略) <u>三 被保険者等が、反社会的勢力等による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u> 2～3 (略)</p>	<p>保険契約の解除) 第7条 日本貿易保険は、第16条第2項、第17条第4項及び第6項並びに第18条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一～二 (略) 2～3 (略)</p>	
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>	
<p>第4章～第6章 (略)</p>	<p>第4章～第6章 (略)</p>	
<p>第7章 債権の回収</p>	<p>第7章 債権の回収</p>	
<p>第25条～第26条 (略)</p>	<p>第25条～第26条 (略)</p>	
<p>(回収に関する義務) 第27条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5項に基づき、次の各号のいずれかの全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。 一～二 (略) 三 日本貿易保険が被保険者の名義で代位債権等を回収するために必要な協力(日本貿易保険から委任を受けた第三者が行う回収に必要な書類を提出すること及び日本貿易保険の保険代位を輸出契約の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗するために必要な手続を行うことを含む。) 四 (略) 2～4 (略)</p>	<p>(回収に関する義務) 第27条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5項に基づき、次の各号のいずれかの全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。 一～二 (略) 三 日本貿易保険が被保険者の名義で代位債権等を回収するために必要な協力(日本貿易保険から委任を受けた第三者が行う回収に必要な書類を提出すること及び日本貿易保険の保険代位を輸出契約の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗するために必要な手続<u>き</u>を行うことを含む。) 四 (略) 2～4 (略)</p>	
<p>第28条～第31条 (略)</p>	<p>第28条～第31条 (略)</p>	
<p>第8章 (略)</p>	<p>第8章 (略)</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u></p>		